

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊対馬駐屯地
第436会計隊長 古賀 一

下記のとおり、一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：1 令和8年度対馬駐屯地で使用する電気
2 令和8年度対馬訓練場で使用する電気
- (2) 契約期間：令和8年4月1日0時～令和9年3月31日24時
- (3) 需要場所：対馬駐屯地及び対馬訓練場
- (4) 契約内容：各仕様書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のうちD等級以上に格付けされている者であること。また、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (9) 付紙第1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を追求するも、その限りではない。また、仕様書に示す供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を令和8年1月15日(木)までに提出すること。
- (10) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RSP法）第8条1項の勧告を受けていないもの
- (11) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、官側が提示する条件を満たしていること。（入札参加者は仕様書に基づき、適合証明書（属紙）及び入札関係書類（付紙1・2）を令和8年1月15日(木)までに提出すること。）

3 公告の掲示場所 : 西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊対馬駐屯地

4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所
陸上自衛隊対馬駐屯地 第436会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 : 陸上自衛隊対馬駐屯地 幹部食堂
- (2) 日 時 : 令和8年1月22日(木) 10時00分

6 落札決定方法

- (1) 単価(総価)で、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の総価をもって判断する。
- (2) 最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額に基本料金を加算した額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名及び押印が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、FAXによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書等の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
 - ア 「物品売買契約条項」
 - イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - ウ 「暴力団排除に関する特約条項」
 - エ 「単価契約に関する特約条項」

10 その他

- (1) 入札書に「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (3) 入札参加希望者は、会計隊担当者より仕様書を受領し、1月15日(木)17時00分までに資格審査結果通知書(写)及び別紙に示す適合証明書を提出すること。
なお、入札終了後に仕様書は会計隊へ返納する。
- (4) 入札日時以前に郵便(書留)により入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に捺印し、その封筒の表に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「1月22日(木)10時00分開札(令和8年度対馬駐屯地で使用する電気ほか入札書在中)」と朱書きして1月21日(水)17時00分までに必着となるよう送達すること。この際、担当者へ当該入札書を送付した旨の連絡をすること。

11 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒817-0003 長崎県対馬市厳原町棧原38

(1) 入札に関する事項

陸上自衛隊対馬駐屯地 第436会計隊契約班

TEL 0920-52-0791 (内線) 348 FAX 0920-52-0791 (内線) 349 担当 樋口

(2) 仕様書に関する事項

陸上自衛隊対馬駐屯地 後方支援隊営繕班

TEL 0920-52-0791 (内線) 446 担当 高橋